

犬山国際ユースホステル宿泊約款

犬山国際ユースホステル

(宿泊約款のご案内)

1. 当ホステルの利用にあたっては、一般の旅館やホテルと同様に、宿泊客の皆さんと当ホステルの間で、利用に関する契約が行われます。そして、この契約に関係した約束ごとを法律上では「宿泊約款」といい、「宿泊約款は、この記載された内容に従って、当ホステルとの利用契約が行われます。」ということをごみなさんに確認していただくためにお知らせするものです。
この約款に定めていない事については、法令または一般的な慣習となっていることなどが適用されます。
2. 法令及び慣習に反しない範囲で特別な契約（特約）が行われたときは、その特約が優先するものになりますのでご了解下さい。

(宿泊のお申込み)

3. 宿泊の申込み（予約）の際は、次の事を確認の上、お申し出下さい。
 - (1) 宿泊される方のお名前、住所または連絡先、性別・人数
 - (2) 宿泊日と到着予定時刻
 - (3) 食事が必要か不要か。夕食、朝食などもお申し出下さい。

(宿泊期間の延長)

4. 宿泊中に当初申し出のあった宿泊日を延長される場合は、当ホステルがその申し出を了解した時に新たな契約として成立します。

(宿泊契約の成立、予約金等)

5. 宿泊契約は、申込みを当ホステルが承諾したときに成立します。
6. 宿泊契約が成立したときは、予約金の支払いをお願いする場合があります。予約の人数が多かったり、長期の宿泊、特別な混雑期、特別な依頼を受けた場合などが該当し、その場合は当ホステルが指定する日までにお支払い下さい。
予約金は、契約金額の一部または全額をお支払いいただきます。
7. 当ホステルは、宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、予約金の支払いを求めなかった場合及び予約金の支払期日を指定しなかった場合は、予約金の支払いは不要です。
8. 予約金は、利用された際の宿泊料金に充当し、差額がある場合は、宿泊料金精算の際にお支払いいただきます。また、宿泊の取消しなどで違約金が発生した場合は、その違約金に充当します。さらに、施設などへの損傷等により賠償責任が生じた場合の賠償金に充当します。これらに充当した後、残額があれば、返金いたします。
9. 当ホステルが指定した日までに予約金をお支払いいただけない場合は、宿泊契約は失効します。但し、予約金の支払期日を指定するにあたり、当ホステルがその旨をお伝えした場合に限ります。

(宿泊のお申込みをお断りする場合)

10. 当ホステルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊のお申込みが、この約款によらない場合
 - (2) 満員・貸切利用により寝室の余裕がない場合
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合
 - (6) 旅行者には見えず、生活空間として利用すると明らかに認められる場合
 - (7) 同宿者に異常に恐怖感を抱かせたり、泥酔、異常な汚れによる異臭、騒乱などにより、同宿者に明らかに迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合
 - (8) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、施設のまたは労力的に、合理的な範囲を越える負担を求められた場合
 - (9) 料金の支払いを拒んだ場合。または、支払いのための金銭を所持していないと明らかに認められる場合
 - (10) ホステル内で、宗教活動、政治活動を行うことが明らかに認められる場合
 - (11) 天災や施設の故障などにより、やむを得ない事由により宿泊させることができない場合
 - (12) その他、宿泊しようとする者がホステル運営に重大な支障を与える者と認められる場合

(利用者の都合による宿泊契約の解除)

- 11. 利用者は、当ホステルに申し出て、宿泊契約の全部または一部を解除することができます。この解除にあたり、予約金の納入如何にかかわらず、別表に記載された違約金をお支払いいただきます。違約金支払い義務については、当ホステルが宿泊契約を承諾する際に、利用者にお伝えします。
- 12. 当ホステルは、利用者が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は利用者の都合により解除されたものとみなして処理することがありますのでご注意ください。

(当ホステルが契約を解除する場合)

- 13. 当ホステルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 伝染病者であると明らかに認められる場合
 - (4) 旅行者には見えず、生活空間として利用すると明らかに認められた場合
 - (5) 同宿者に異常に恐怖感を抱かせたり、泥酔、異常な汚れによる異臭、騒乱などにより、同宿者に明らかに迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合
 - (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、施設のまたは労力的に、合理的な範囲を越える負担を求められた場合
 - (7) 料金の支払いを拒んだとき。または、明らかに支払いのための金銭を所持していない場合
 - (8) ホステル内で、宗教活動、政治活動を行った場合
 - (9) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない場合
 - (10) 指定の場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホステルが定める利用規則の禁止事項に従わない場合。または当ホステルマネージャーの指示に従わない場合
 - (11) その他、利用者がホステル運営に重大な支障を与えると判断した場合

(宿泊の登録)

14. 利用者は、宿泊日当日の到着時、当ホステルの受付において、次の事項を登録していただきます。
- (1) 利用者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2)
 - (3) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (4) 出発日及び出発予定時刻
 - (5) その他当ホステルが必要と認める事項
15. 当ホステルでは、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等での宿泊料等のお支払いを受けられない場合がありますので、宿泊申込みまたは受付の際にご確認下さい。

(宿泊利用のきまり)

16. 同宿者同士お互いに迷惑をかけないように、また、皆さんが快適にホステルでの生活ができるよう「利用規則」を設けています。「利用規則」は、フロントに掲示してありますので、よろしくご協力をお願いします。

(宿泊料等のお支払い)

17. お支払いいただく宿泊料金等の内訳は、別表に記載されていますので、ご確認下さい。
18. 宿泊料金等のお支払いは、利用者の到着の際または当ホステルが請求した時、受付において行っていただきます。
19. 当ホステルが利用者に寝室を提供し、利用開始後、利用者が任意に宿泊しなかった場合においても、当日分の宿泊料金は申し受けます。なお、宿泊期間中に、宿泊契約の一部を解除する場合、すでにお支払いいただいている宿泊料金から、すでに宿泊・利用等に要した宿泊料金・食事料金等と別表に記載された違約金を差し引いて、返金いたします。

(当ホステルの責任)

20. 当ホステルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の内容を実行しなかったり、または異なった内容により、利用者の不利益が生じた場合、その損害を補償いたします。ただし、それが当ホステルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありませんのでご了承下さい。
21. 当ホステルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した寝室の提供ができない時の取扱い)

22. 当ホステルは、利用者に寝室の提供ができない時は、利用者の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋いたします。万一、他の宿泊施設のあっ旋ができない時は、違約金相当額の補償料を利用者にお支払いし、その補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、寝室が提供できないことについて、当ホステルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料をお支払いできません。

(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

23. 当ホステルの閉館時間中、またはチェックイン後やチェックアウト後においてお預りした手荷物に、当ホステルの不可抗力による事故があった場合は、その責を負いません。
24. 利用者の手荷物が、宿泊に先立って当ホステルに到着した場合は、その到着前に当ホステルが了解したときに限って保管し、利用者がフロントにおいてチェックインする際お渡しいたします。
25. 利用者がチェックアウトしたのち、手荷物または携帯品が当ホステルに置き忘れられていた場合において、その

